

事業主のみなさまへ ～消防署へ事前に相談を～

このような場合は、
消防署に相談してください。



- ・建物を増築・改築したい。
- ・建物の使用目的を変更したい。
- ・建物と建物を接続したい。・・・など



消防法令により、新たな消防用設備等の
設置が必要となる場合があります。



屋内消火栓設備



自動火災報知設備



誘導灯

～消防署に事前相談が必要な場合の例～

例1：増築する



例2：建物を接続する



例3：建物内に増床する



例4：建物の使用目的を変更する



例5：階の使用目的を変更する



注意

消防法令に違反している場合は、公表制度により、ホームページに公表される場合があります。

